

福井県青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表
福井県青少年愛護条例施行規則（平成八年福井県規則第五十一号）

改正案	現行
<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第七条の二 条例第十七条第二項第三号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 未成年者でないこと。一 精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。 <p>附 則</p> <p>この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。</p>	<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第七条の二 条例第十七条第二項第三号の規則で定める要件は、未成年者、 成年被後見人または被補佐人でないこととする。</p>